

静岡県告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

令和3年2月26日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社カームライフ	三島市徳倉3丁目1-29	訪問介護センター和楽家	駿東郡長泉町納米里405-8	令和3年2月1日	居宅介護、重度訪問介護	特定無し
合同会社ひだまり	袋井市大門15-1 1F	ひだまり	袋井市大門15-1 1F	令和3年2月1日	就労継続支援B型	特定無し
株式会社カームライフ	三島市徳倉3丁目1-29	訪問介護センター福和家	三島市徳倉3丁目1-29	令和3年2月1日	居宅介護、重度訪問介護	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者
特定非営利活動法人芽ぶき	田方郡函南町平井1740番地の1694	芽ぶき介護センター	田方郡函南町平井1740番地の1694	令和3年2月1日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者